

様式第10号

指名停止措置の概要

1 指名停止を受けた業者

(1) 商号又は名称 株式会社 緑研

(2) 所在地 熊本県熊本市東区佐土原1-16-37

2 指名停止措置の期間

令和7年9月5日から令和7年10月5日まで(1か月)

3 事実の概要

株式会社 緑研の前代表者が、法人税法違反及び地方法人税法違反により、令和7年6月に逮捕され、7月18日に起訴された。

4 指名停止措置の理由

「水俣市工事等請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」別表第2の11の項(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

指名停止等の措置要綱に定める別表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 11 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内